

## ◆改定診療報酬点数表参考資料（平成30年4月1日実施）の訂正

### 【入院基本料等加算 留意事項通知】

#### A227-2 精神科措置入院退院支援加算（P83）

- (2) 本加算の退院とは、自宅等~~に~~へ移行することをいう。なお、ここでいう「自宅等へ移行する」とは、患家、介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームへ移行することである。なお、ここでいう「患家」とは、退院先のうち、同一の保険医療機関の当該入院料に係る病棟以外の病棟へ転棟した場合、他の保険医療機関へ転院した場合及び介護老人保健施設に入所した場合を除いたものをいう。

### 【基本診療料 施設基準通知】

#### 別添1 初・再診料の施設基準等

##### 第2の5 特定妥結率初診料、特定妥結率再診料及び特定妥結率外来診療料（P702）

- (1) 保険医療機関と卸売販売業者との価格交渉においては、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」について（平成30年1月23日医政発0123第9号、保発0123第3号）に基づき、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいこと、個々の医薬品の価格を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や卸売業者の経営に影響を及ぼすような流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこと等に留意するとともに、医薬品価格調査の信頼性を確保する観点から、妥結率、単品単価契約率及び一律値引き契約に係る状況を報告すること等について規定している~~が~~ものであり、具体的な取扱いについては以下のとおりとする。

[以下略]

#### 別添4 特定入院料の施設基準等

##### 第2 特定集中治療室管理料（P766）

- 7 1の(2)~~及び6の(1)の4~~に掲げる「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修を修了した専任の常勤看護師」の規定については、平成30年3月31日において、現に特定集中治療室管理料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、平成31年3月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとする。また、平成32年3月31日までの間は、特定集中治療室等において6年以上の勤務経験を有する看護師が配置されていれば、当該基準を満たしているものとする。

### 【特掲診療料 施設基準通知】

#### 第29の6 精密触覚機能検査（P874）

##### 1 精密触覚機能検査に関する施設基準

- (1) 歯科医療を担当する~~病院である~~保険医療機関であること。

## 第57の2 人工腎臓（P902・903）

### 1 人工腎臓の施設基準

#### (1) 慢性維持透析を行った場合1の施設基準

ア 次のいずれかに該当する保険医療機関であること。

- ① 透析用監視装置の台数が26台未満であること。
- ② 透析用監視装置一台当たりの区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「~~4~~3」を算定した患者数（外来患者に限る。）の割合が3.5未満であること。

イ [略]

ウ [略]

#### (2) 慢性維持透析を行った場合2の施設基準

ア 次のいずれにも該当する保険医療機関であること。

- ① 透析用監視装置の台数が26台以上であること。
- ② 透析用監視装置一台当たりの区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「~~4~~3」を算定した患者数（外来患者に限る。）の割合が3.5以上4.0未満であること。

イ [略]

ウ [略]

#### (3) 透析用監視装置の台数

[略]

#### (4) (1)のアの②及び(2)のアの②における人工腎臓を算定した患者数

直近12か月の各月の患者数（外来患者に限る。）の合計を12で除した値をもって患者数とする。なお、人工腎臓を算定した患者数の計算に当たり、外来で人工腎臓を実施した回数が当該月において5回以下の患者並びに「~~診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について~~」（平成30年3月5日保医発0305 第●号）の別添1「~~医科診療報酬点数表に関する事項~~」第2章第9部J038人工腎臓(8)のア及びエに掲げる患者は、当該月の患者数の合計に数えないこととする。

### 【別添2 特掲診療料の施設基準等に係る届出書】

#### 様式87の4 人工腎臓の施設基準に係る届出書添付書類（P1226）

[記載上の注意]

- 4 「2」の②については、区分番号「J038」人工腎臓の「1」から「~~4~~3」を算定した患者（外来患者に限る。）のうち、外来で人工腎臓を実施した回数が5回以下の患者並びに「~~診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について~~」（平成30年3月5日保医発0305第●号）の別添1「~~医科診療報酬点数表に関する事項~~」第2章第9部J038人工腎臓(8)のア及びエに掲げる患者を除いて求めること。